

平成31年3月7日

## 訴 状

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 谷 地 和 憲(担当)

同 道 尻 豊

同 猪 野 亨

同 稲 川 貴 之

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

契約条項使用差止等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙の額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、レンタカー貸渡契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならない
  - 2 被告は、別紙契約条項目録記載の条項を含む契約書書式及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ
  - 3 被告は、その従業員に対し、被告が別紙契約条項目録記載の条項を含む契約の申込み又は承諾を行うための事務を行わないことを指示せよ
  - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 はじめに

本件は、被告が消費者との間でレンタカーの貸渡契約を締結する際、消費者契約法に違反する不当条項を使用し、又は使用するおそれがあることから、適格消費者団体である原告が、消費者契約法第12条第3項に基づき、不当条項による意思表示の差止を求める事案である。

### 2 当事者

(1) 原告は、消費者契約法第13条の定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である(甲1)。

(2) 被告は、ガソリンスタンドの経営やレンタカー事業などを目的とする株式会社であり、同事業において「レンタカー貸渡約款」(以下、単に「約款」という。甲2)及び「同意書 レンタル規約」(以下、単に「規約」という。甲3)を使用している。

### 3 約款第19条第2項について

#### (1) 条項の内容(甲2)

消費者であるレンタカーの借受人(以下、単に「借受人」という。)が、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所に返還しない場合、被告に与えた一切の損害を賠償する旨を定めている。

## (2) 消費者契約法第10条に該当すること

### ア 消費者契約法第10条前段

民法上、債務不履行の場合に債務者が賠償すべき損害の範囲は、現実に生じた損害のうち、当該債務不履行により通常生ずべき損害（以下、「通常損害」という。）が原則であり、債務者において特別の事情を予見し得た場合のみ、その特別の事情により生じた損害（以下、「特別損害」という。）をも対象とすると解されている（民法第416条第1項及び第2項）。

本条項は、借受人が特別の事情を予見し得たか否かを問わず、借受人に対し、特別損害を含めて被告に与えた「一切」の損害を賠償する責任を負わせるものであり、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重するものとして、消費者契約法第10条前段に該当する。

### イ 消費者契約法第10条後段

「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して」とは、当該事案における一切の事情を考慮した上で、契約内容が一方当事者に不当に不利であることを、「消費者の利益を一方的に害する」とは、消費者と事業者の間にある情報・交渉力の格差を背景として不当条項によって、消費者の法的に保護されている利益を信義則に反する程度に両当事者の衡平を損なう形で侵害することを指す。

借受人は、通常、レンタカーの返還が遅れた場合や所定の場所とは異なる場所に返還した場合、レンタカー会社にどのような損害が生じるかを知っているわけではない。レンタカー事業について、事業者と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、特別の事情を予見し得たか否かを問うことなく、借受人が被告に与えた一切の損害を賠償する責任を負うとすることは、借受人において予想外の負担を余儀なくされるおそれがあり、特別の事情を予見し得ない限り特別損害を賠償しなくてもよいという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

### ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

#### 4 約款第20条第2項について

##### (1) 条項の内容（甲2）

借受人がレンタカーを返還した後は、被告は遺留品について保管の責を負わない旨を定めている。借受人がレンタカーを返還した後は、被告は遺留品を自由に処分できる旨を定めているものと解される。

##### (2) 消費者契約法第10条に該当すること

###### ア 消費者契約法第10条前段

民法上、遺留品であっても、所有者の承諾を得ずに他人物を処分することは許されない。

本条項の定めは、かかる民法の原則（所有権絶対の法理）を排斥する、つまり、借受人にあらかじめ包括的に遺留品の所有権を放棄させるに等しく、民法の適用による場合に比して借受人の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

###### イ 消費者契約法第10条後段

借受人が、レンタカーの返還時に、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認しても見落とす可能性があり、遺留品を見落とした場合や確認を失念した場合などには、必ずしも所有権を放棄したと解することはできない。また、レンタカーの事業について、被告と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにも関わらず、遺留品があった場合に、被告が、借受人の承諾を要せずに遺留品を自由に処分できるとの条項は、遺留品を承諾なく処分されないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

###### ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

#### 5 約款第22条第2項について

##### (1) 条項の内容（甲2）

借受人が被告の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所に

レンタカーを返還したときは、借受人は返還場所変更違約料として「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300」を支払う旨を定めている（以下では、「300」との記載を「300%」の趣旨であるとの理解を前提とするが、仮に文字通り「300倍」の趣旨であれば、以下に述べる理由がより一層当てはまる。）。

(2) 消費者契約法第9条第1号に該当すること

ア 本条項を、所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したことにより、貸渡契約を解除したことに伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であると理解すると、消費者契約法第9条第1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」であって、「当該事業者が生じる平均的な損害の額を超えるもの」に該当するか否かが問題となる。

イ 被告に、「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用」の300%、つまり、回送費用の3倍にも及ぶ平均的な損害が発生するとは考えられない。

ウ 結論

よって、本条項は、被告に生じる平均的な損害の額を超える部分について、消費者契約法第9条第1号により無効である。

(3) 消費者契約法第10条に該当すること

ア また、前記のとおり、民法第416条により、債務不履行の際の損害賠償の範囲は原則として通常損害に限られ、債務者が特別の事情を予見し得た場合にのみ特別損害が含まれるに過ぎない。

イ この点、「返還場所の変更によって必要となる回送のための費用」の3倍もの金額が通常損害にあたるとは考えられないし、仮に特別損害にあたるとしても、その請求には当該債務者において予見可能であったことが要件となる。したがって、本条項は、消費者契約法第10条前段に該当する。

また、レンタカー事業について、レンタカー事業者と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。そのため、特別の事情

を予見可能であったかどうかを問うことなく、借受人が回送費用の3倍の金額を支払うとの条項は、特別の事情を予見し得ない限り特別損害を賠償しなくてもよいという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

#### ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

### 6 約款第27条第6項について

#### (1) 条項の内容（甲2）

レンタカーの故障の原因が貸渡前から存した瑕疵による場合で、借受人が代替レンタカーの提供を受けないときは、被告は、受領済みの貸渡料金の返還以外は一切損害の賠償をしない旨を定めるものである。

#### (2) 消費者契約法第8条第1項第2号に該当すること

本条項によると、レンタカーの故障が被告の故意又は重過失により生じた場合であっても、借受人は、支払済みの貸渡料金の返還を受けることができるに過ぎず（約款第27条第4項）、借受人が被った他の損害の賠償を受けることはできない。すなわち、被告の故意又は重過失を原因として生じたレンタカーの故障により借受人に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する定めである。

#### (3) 結論

よって、本条項は、消費者契約法第8条第1項第2号に該当し、無効である。

### 7 約款第28条第1項及び第2項について

#### (1) 条項の内容（甲2）

第1項は、借受人が、レンタカーの使用中に第三者又は被告に損害を与えたときは、被告の責めに帰すべき事由による場合を除いて賠償する責任を負わせる旨を定めるものである。

第2項は、借受人がレンタカーを使用中の事故又は盗難によって被告がレンタカーを使用できないことによる損害について、故意や過失を問わず、借受人に賠償する責任を負わせる旨を定めるものである。

これらの条項は、被告に責任がある場合以外、すべて借受人に責任を負わせるもの、つまり、借受人に無過失責任を負わせるものと理解される。例えば、借受人がレンタカーを運転中、対向車等からの飛び石によりレンタカーが損傷した場合や、借受人に故意及び過失がない盗難の場合であっても、本条項によれば、借受人は被告に対して損害賠償の責任を負うものと考えられる。

## (2) 消費者契約法第10条に該当すること

### ア 消費者契約法第10条前段

民法上、故意又は過失がなければ、借受人は、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わない(民法第415条,第709条)。

本条項は、借受人の故意や過失の有無を全く問題にしておらず、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

### イ 消費者契約法第10条後段

レンタカーの使用中であったとしても、借受人が第三者又は被告に与えた損害について、無過失責任を負う理由はない。また、レンタカーの事業について、事業者と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、借受人がレンタカーの使用中に第三者又は被告に損害を与えたときは、被告の責めに帰すべき事由による場合を除いて借受人が無過失責任を負うとすることは、故意又は過失がなければ債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わないという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

### ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

## 8 約款第30条について

### (1) 条項の内容 (甲2)

借受人がレンタカーの使用中に約款に違反したときや約款第9条第1項各号のいずれかに該当することとなって、被告から貸渡契約を解

除された場合、被告は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しない旨を定めている。

## (2) 消費者契約法第10条に該当すること

### ア 消費者契約法第10条前段

貸渡契約が解除された場合、被告が受領している貸渡料金のうち、当該レンタカー返還後の期間に相当する料金は、民法第545条第1項の原状回復義務により返還されるべきものである。特に、借受人が長期間の貸渡契約を締結し、その貸渡料金の全部又は大部分を支払っており、かつ、契約解除時における未経過期間が長い場合などは、借受人の不利益が大きい。

本条項は、民法上、原状回復を請求することができる借受人の権利を制限するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

### イ 消費者契約法第10条後段

契約解除により被告に損害が発生する場合でも、被告は、借受人に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求によって損害の回復を図ることができる。また、レンタカーの事業について、被告と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、契約が解除された場合に未経過期間の貸渡料金の返還を全く請求できないとすることは、原状回復として既払いの貸渡料金の返還を請求することができるという借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

### ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

## 9 規約について

### (1) 借受人の損害賠償責任に関する条項

#### ア 条項の内容（甲3）

「◎免責保障制度」の項に「※自損事故の場合は、免責補償制度ご加入であっても車輛補償免責額の5万円は、お客様負担となります。●自損事故・・・電柱、ガードレール等に接触及び衝突による単独事故。走

行中の飛石等によるガラスの破損。駐車場等で操作ミスによる、駐車中の車輻・設置物等への接触及び衝突。当て逃げ等。道路外への転落、側溝等への脱輪。その他の事由（不可抗力・無過失であっても）により、車輻に損傷が発生した場合」、 「◎休業補償」の項に「※貸渡中の車輻管理責任は、お客様にあります。貸渡期間中の事故等につきましては、無過失（不可抗力）であっても休業補償、車輻修理代等はおお客様にご負担いただきます」、 「◎ご出発前に」の項に「出発後のパンク・タイヤの損傷等につきましては、お客様ご負担にて修理していただきます」との各条項がある。

#### イ 消費者契約法第10条に該当すること

##### (ア) 消費者契約法第10条前段

民法上、故意又は過失がなければ、借受人は、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わない(民法第415条,第709条)。

しかし、本条項では、走行中の飛石によるガラスの破損や当て逃げなど不可抗力や無過失の場合であっても、借受人の故意や管理方法などの過失を問うことなく、責任を負わせる規定となっており、民法の適用による場合に比して借受人の義務を加重するものである。タイヤのパンクについても、経年劣化など借受人に責任がない場合もあるが、すべて借受人の責任としている。

本条項は、借受人に無過失責任を負わせて義務を加重するものであり、消費者契約法第10条前段に該当する。

##### (イ) 消費者契約法第10条後段

走行中の飛石によるガラスの破損や当て逃げ、経年劣化によるタイヤのパンクなど、明らかに借受人に故意や過失がない場合にも損害賠償義務を負わせており、借受人に不当に不利である。また、レンタカーの事業について、事業者と借受人の間には、情報や交渉力において大きな格差がある。それにもかかわらず、借受人に故意や過失がない場合にも損害賠償責任を負わせるとすることは、故意又は過失がなければ債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負わないと

いう借受人の利益を信義則に反する程度に侵害している。

(ウ) 結論

よって、本条項は、消費者契約法第10条に該当し、無効である。

(2) 事業者の損害賠償責任に関する条項

ア 条項の内容 (甲3)

「◎ご出発前に」の項に「当社は車輛整備には万全を期しておりますが、車輛整備品 (ラジオ・CD・ナビ・ETC) などに不具合が生じる場合があります。その場合、料金の返金・減額等には応じかねますので、予めご了承ください」との条項がある。

イ 消費者契約法第8条第1項第1号に該当すること

車輛装備品 (ラジオ・CD・ナビ・ETC) を含めて貸渡契約が締結され (しかも、ナビについては、オプション装備として日額220円の別料金が生じることが明記されている。), それらに不具合が生じた場合、被告に債務不履行に基づく損害賠償義務が生じる。しかし、この条項によると、借受人は、被告に対し、被告の債務不履行により生じた損害の賠償を請求することができない。

ウ 結論

よって、本条項は、消費者契約法第8条第1項第1号に該当し、無効である。

10 消費者契約法に違反する意思表示を行っていること

被告は、現時点においても、別紙契約条項目録記載の各条項を含む約款及び規約を使用しており、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で、消費者契約法第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある。

また、原告は、被告に対し、平成30年8月2日付けの申入書 (甲4) 及び平成31年1月31日付けの差止請求書 (甲5の1及び甲6の1) において、不当条項の使用中止等を請求したが、回答がなかったことから、被告が消費者契約法に違反する意思表示を行い又は行うおそれがある。

あるといえる。

#### 1 1 結語

以上より，原告は，被告に対し，消費者契約法第12条第3項に基づき，請求の趣旨記載のとおり請求する。

#### 証拠方法

証拠説明書記載のとおり

#### 添付書類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	訴訟委任状	1通
4	資格証明書	2通

(別紙)

当事者目録

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

原 告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
上記代表者理事長 松 久 三四彦

〒060-0061

札幌市中央区南1条西13丁目317-2 三誠ビル2階

谷地和憲法律事務所(送達場所)

電 話 011-522-7462

F A X 011-522-7463

原告訴訟代理人弁護士 谷 地 和 憲

〒060-0042

札幌市中央区大通西7丁目 井門札幌パークフロントビル9階

はやみち法律事務所

電 話 011-261-6691

F A X 011-261-6692

原告訴訟代理人弁護士 道 尻 豊

〒060-0061

札幌市中央区南1条西9丁目5-1 札幌L19ビル6階

いの法律事務所

電 話 011-272-9555

F A X 011-272-9556

原告訴訟代理人弁護士 猪 野 亨

〒060-0061

札幌市中央区南1条西3丁目 札石ビル5階 清水彰法律事務所

電 話 011-218-1011

F A X 011-218-1277

原告訴訟代理人弁護士 稲 川 貴 之

〒064-0804

札幌市中央区南4条西9丁目1008番地

被 告 中和石油株式会社

上記代表者代表取締役 杉 澤 謙次郎

(別紙)

## 契約条項目録

(レンタカー貸渡約款)

(返還責任)

### 第19条

- 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

(返還時の確認等)

### 第20条

- 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(返還場所等)

### 第22条

- 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300（不返還となった場合の措置）

(使用不能による貸渡契約の終了)

### 第27条

- 借受人又は運転者は、本状に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本状に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

(賠償及び営業補償)

第28条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚染・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

(貸渡契約の解除)

第30条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当する事となったときは、何らの通知、催告をせずに貸渡約款を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を貸渡料金を返還しないものとします。

(同意書 レンタル規約)

◎免責保障制度

※自損事故の場合は、免責補償制度ご加入であっても車輛補償免責額の5万円は、お客様負担となります。

●自損事故・・・電柱、ガードレール等に接触及び衝突による単独事故。  
走行中の飛石等によるガラスの破損。

駐車場等で操作ミスによる、駐車中の車輛・設置物等への接触及び衝突。  
当て逃げ等。

道路外への転落、側溝等への脱輪。その他の事由（不可抗力・無過失であっても）により、車輛に損傷が発生した場合。

◎休業補償

※貸渡中の車輛管理責任は、お客様にあります。貸渡期間中の事故等につ

きましては、無過失（不可抗力）であっても休業補償、車輛修理代等はお客様にご負担いただきます。

◎ご出発前に

トラブル防止のため、ご出発前には必ず当社スタッフと車輛のキズ確認及び車輛の操作方法等を確認してください。

当社は車輛整備には万全を期しておりますが、車輛装備品（ラジオ・CD・ナビ・ETC）などに不具合が生じる場合があります。

その場合、料金の返金・減額等には応じかねますので、予めご了承ください。

ご出発後の車輛の故障等につきましては、貸渡約款第6章、第27条を準用するものとします。

出発後のパンク・タイヤの損傷等につきましては、お客様ご負担にて修理していただきます。